

滑川市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市中小企業退職金共済加入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。

2 この要綱において「退職金共済契約」とは、法第2条第3項に規定する退職金共済契約又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間に締結した退職金共済契約をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、中小企業に働く従業員の福祉向上と雇用の安定を図るため、中小企業者が退職金共済契約の掛金年額を納付した場合に、その掛金に対し補助金を交付する。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は市内に事業所を有する中小企業者で、新規に退職金共済契約を締結したものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、被共済者ごとの掛金年額に100分の20を乗じて得た額の合計とする。ただし、被共済者1人の掛金年額に対する補助金の額は、6,000円を限度とする。

2 前項の補助金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する申請は、滑川市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとし、補助金交付申請書の提出期日は退職金共済契約の掛金年額を納付した日の属する月の翌月から起算して6月以内とする。

(1) 個人別掛金内訳書

(2) 掛金年額を納付したことを証する書類

(交付決定の通知)

第7条 規則第6条に規定する通知は、滑川市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(変更の届出)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、共済契約等を変更した場合、市長にその旨を届け出なければならない。

(取消及び返還)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付を取消又は交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 共済契約締結の日の属する月から起算して12月以内に解約したとき。

(帳簿の備付け)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整理し、補助金の交付のあった日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行し、平成8年4月1日以後に締結された退職金共済契約の掛金について適用する。

附 則(平成10年告示第74号)

この告示は、公表の日から施行する。